

立川市地域防災計画（修正案）の修正概要

■ 地域防災計画の修正について

近年は全国的に大きな災害が頻発しており、それに伴い2~3年に1度、法令の改定や、国・都の計画修正等が行われています。

立川市においても、近年の災害の教訓に加えて、関連法令、上位・関連計画等との整合を図り、地域特性に即した地域防災計画となるよう令和8年4月に修正します。

本資料では、市民の皆さまの安全・安心に直結する主な修正内容を中心に、その概要を紹介します。

詳細は、地域防災計画(修正案)をご確認ください。

地域防災計画とは？

地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び立川市防災会議条例第2条の規定に基づき、立川市防災会議が作成するものです。

市・東京都及び関係機関並びに市民が一体となってその有する機能を有効に発揮し、市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的にしています。

詳しくは…

立川市 地域防災計画

検索



■ 今回修正の主なポイント

1. 能登半島地震の教訓を踏まえ、多様な避難に対応できる体制づくりを推進

令和6（2024）年に発生した能登半島地震では、最大震度7の地震が発生し、津波や火災、土地の変動、隆起、液状化等、様々な事象が発生しました。また、配慮が必要な避難者やペットと避難したい方、在宅避難したい方など、避難の方法も様々でした。

今後立川市で検討すべき事項

○ 安全な避難について多方面から検討

在宅避難や車中泊避難など多様な避難方法が選択されると予想され、これらの避難所外避難者に対する支援方策を検討する必要があります。

特に、車中泊やテント泊については、外気温の変化の影響を受けやすく、狭く横になれない場合エコノミークラス症候群等の健康被害の懸念があるほか、オープンスペースは様々な応急対策活動の拠点として活用されるため、安全な避難について多方面から検討する必要があります。

○ 車椅子使用者対応トイレ整備の検討

避難所となる施設の改修等にあわせ、要配慮者の利用を想定した車椅子使用者対応トイレの設置や洋式化を進めます。

○ トイレのバリアフリー化の検討

育児・介助者同伴での利用や性別に関わらず利用できるトイレを確保するなど、避難所におけるトイレのバリアフリー化を引き続き推進します。

2. 都市型水害への対策を踏まえた東京都地域防災計画の内容を反映

近年、台風だけではなく線状降水帯の発生、短時間雨量の増加等、極端な異常気象が多発しています。これらにより河川の氾濫、雨水が地面に溜まって浸水などが発生することがあります。（水害のハザードマップを市のホームページに掲載しています。）

風水害は気象情報等から災害発生を予見できることもあり、被害が大きくなる前に避難を開始することが命を守ることにつながります。気象の状況にあわせて適切な避難行動をとることができるように防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成することが有用であり、市民自らがマイ・タイムラインを作成できるよう取り組んでまいります。

マイ・タイムラインとは？

出典：東京都「マイ・タイムライン作成ガイド」

「防災行動計画（マイ・タイムライン）」とは、いざというときにあわてることがないよう、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくものです。

東京都では、手書きで作る方法とアプリやコンピュータ上で作る方法を紹介しています。ぜひ、自分に合った避難の仕方を考え、もしもに備えましょう。

詳しくは…

東京マイ・タイムライン

検索



3. 特定避難所として立川競輪場を位置づけ

立川競輪場が隣接する高松町二丁目は、総合危険度が高い地域であることから、近隣住民から、発災時に避難できる場所として競輪場を活用してほしいとの要望が寄せられています。

一方で、立川競輪場は発災時に、帰宅困難者の一時滞在施設、応援職員の受入拠点としての機能が求められており、市の復旧・復興に不可欠な役割をもっています。

「市民の安全確保」と「市の災害対応機能の維持」という2つの目的を両立させるため、立川競輪場を「特定避難所」として位置付けることとします。「特定避難所」は、複数の機能を同時に果たすという特性上、その円滑な運営には、地域のみなさまの協力が不可欠です。

市民のみなさまと協働で活用する避難所「立川競輪場」

避難スペース

避難スペースは、原則として「集合棟」とします

災害発生後、住民の避難は「集合棟」、帰宅困難者は「観客席」、全国からの応援職員は「選手宿舎棟」を使用し各スペースの混乱を防ぎます。

避難所運営

避難所の運営は、地域の「自主運営」を基本とします

競輪場職員は多様な災害対応にあたります。避難所の開設や運営（受付、物資の管理・配布、清掃等）は、避難者が主体となって担う必要があります。

移動のお願い

状況により、他の避難所への移動をお願いする場合があります

発災後の状況をみて、支援者や物資供給が集中する一次避難所などへ移動をお願いすることがあります。

大規模火災時

大規模な火災の危険が迫った際の原則

競輪場周辺で大規模な火災が発生し身の危険が迫った場合、より安全な広域避難場所（二中一帯や国営昭和記念公園など）へ避難することが原則です。

4. 医療救護体制の地域的な偏在の解消に向けた検討

緊急医療救護所が立川駅周辺地域に集中しており、市の北部（五日市街道沿線）や南部（多摩川沿い）において医療救護体制の整備が課題となっています。市では、立川市医師会、立川市歯科医師会、立川市薬剤師会と緊密に連携し、医療救護体制のさらなる充実と、地域バランスを考慮した配置に向けた検討を、関係機関と連携して進めてまいります。

発災から日常生活に戻るまで途切れない医療支援を…

災害により医療が必要となるだけではなく、避難生活の中で健康を保つため、また被災や避難生活による心身のストレスを軽減するため、長引く避難生活による疾患の悪化を抑制するため、東京都、保健所、医療、精神、保健、福祉などが連携し途切れのない医療支援を実施できるよう体制強化に取り組んでいます。



5. 帰宅困難者対応計画の修正及びマニュアルの作成による対策の充実

東京都の被害想定では、多摩東部直下地震、立川断層帯地震のいずれも帰宅困難者は約3.6万人、立川駅周辺の屋外滞留者数は約1.1万人発生する、と想定されています。東京都や駅周辺事業者等と連携し、帰宅困難者の安全確保に向けた対策の充実を図ります。

○ 「帰宅困難者オペレーションシステム（キタコンDX）」を運用開始

東京都は令和6（2024）年度末から、帰宅困難者等に対して情報提供するための「キタコンDX」を運用開始しました。市は、東京都と連携し、帰宅困難者への情報提供、円滑に一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制の構築を進めます。

○ 帰宅困難者対策を明確化・強化

「災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画」及び「帰宅困難者対策マニュアル」を作成し対策を明確にしています。災害対策本部事務分掌に「帰宅困難者対策班」を設置し、対策の充実を図ります。

6. 災害時の自衛隊との連携強化

自衛隊の受入拠点として公共施設を候補地としていましたが、中には複数の機能が求められる施設もあります。また受入拠点を市内に限定することが、災害規模に応じた部隊展開を実施する自衛隊の計画とはそぐわないことも確認ができました。そのため、これらの施設から自衛隊受入拠点候補地の機能を除外することとしました。今後も、意見交換により互いの災害対策計画の理解を深め、防災訓練等を活用し具体的な連携を強化し、大規模災害時に円滑な協力を可能としていきます。

7. その他の主な修正内容

組織強化	・立川市組織改正を踏まえた災害対策本部事務分掌の改正と反映	・担当班の機能に着目、災害時に対応する部を再編
都市施設の災害対策推進	・アンダーパス部等の冠水防止、道路橋等の流失による被災地孤立の長期化防止、下水道施設の耐震化などを推進	
浸水対策推進	・「立川市雨水管理総合計画」を策定し、浸水対策を計画的に推進	
情報手段の確保	・発災時に確実に機能する通信手段を確保を目指す	・東京都は地域衛星通信ネットワーク（スターリング）を配置
遺体の安置等	・遺体の収容・安置等の体制の明確化	
協働による防災対策推進	・市民のみなさまと協働で進める予防・応急対策の推進	例) 感震ブレーカーの設置促進、避難所運営計画の作成促進
関連資料の見直し	・新たな被害想定等を踏まえた関連資料の見直し	例) 避難所施設関係（付帯設備、受入者数）、備蓄状況など